

古事記神名の原義私見

— 足上名権・手上名権の場合 —

要 旨

『古事記』にあらわれる神名のうち、「足上名権」「手上名権」と表記されているものを取りあげて私見を述べる。この神名は宣長以来アシナツチ・テナツチと訓み、「櫛名田比売を撫で愛しみつる」意をこめたものであると一般に解釈されている。しかし、それは必ずしも妥当ではない。訓みの面からいえば、「手上名権」のように「手」が語頭に立つ場合には、「手」はテと訓むよりタと読む方がよく、「足」もアシと訓むよりアと読むのがよい。「足上名権」「手上名権」はそれぞれアナツチ・タナツチと訓めることになる。神名が農耕神話中に登場することを考えれば、その原義は、アナツチが「畔な土」、タナツチが「田な土」「な」は連体助詞と解釈するのがよいと思われる。アクセントの面から見れば、名義抄などの資料で、足・手・畔・田はいずれも平声であり、同じアクセントであるところから、原義は畔・田であったものを、ある時期、足・手と取り違えられたと推定される。

〇

川 嶋 秀 之

『古事記』や『日本書紀』の神話には、さまざまな名を持った神々が登場する。そして、それらの神々は、おのおのの名がすなわちその実体をあらわすという著しい特徴を持っている。いわゆる名詮自性という考えがここに認められるのであって、ある神が何を神格化したものであるかを知るためには、その神の名を構成していることばを知ればよいということになる。

これまで、神名の解釈の問題に関しては、神話学・民俗学・国文学・国語学など、それぞれの面からのアプローチが試みられてきた。それら各分野にわたって共通の、そしてもっとも基本的なアプローチの方法は、神名を構成していることばを分析し、それをもとにしてその神名の構造を把握し解釈するという方法である。すなわち、国語学的な面からのアプローチが、この種の問題ではゆるがせにできないもっとも基礎的なこととなるのである。他の諸科学による解釈は、まず国語学にかためられてからなされるべきであろう。

そうした国語学の立場から、それまでもいくつかの論考が発表されてきたが、それらの中では、おもに創成神話に関する神名が多く取り扱われてきたように思われる。だが、紀記にはそれ以外にもまだ解釈のできない神名や一致した見解を見ない神名も多く残っている。小稿では、それらの中から、スサノヲノミコトのヤマタノヲロチ退治の話に登場する二人の国つ神、アシナツチとテナツチとに例をとり、その原義を推定してみることにする。

一

スサノヲノミコトが高天の原から追放されて出雲の国に降った時、今の斐伊川の上流に二人の老夫と老女がいて童女を中において泣いていた。そこでスサノヲノミコトは、お前たちはいったい誰なのかと問う。それに対して老夫の答える部分が『古事記』では次のようになっていいる。

故、其老夫答言、僕者国神、大山上津見神之子焉。僕名謂足上名椎、妻名謂手上名椎、女名謂櫛名田比壳。

『古事記』では、三者の名の表記が、それぞれ「足上名椎」「手上名椎」「櫛名田比壳」となっている。

一方、『日本書紀』では、いくつかの異伝が載せられているが、すべての異伝をそのままあげるのはわずらわしいので、いま、三者の表記を整理して次に示すことにする。(男親・母親——子の順に整理)

〔本文〕

脚摩乳・手摩乳——奇稲田媛

〔第一の一書〕

稲田宮主簀狭之八箇耳——稲田媛

〔第二の一書〕

脚摩手摩・稲田宮主簀狭八箇耳——真髮触奇稲田媛

〔第三の一書〕

脚摩乳・手摩乳——奇稲田媛

このうち、第一の一書ではスサノヲノミコトがヤマタノヲロチを退治するくだりが欠けていて、『古事記』でアシナツチが送り名として貰った「稲田宮主須賀之八耳」(第一の一書では「稲田宮主簀狭之八耳」となっている)が、一人登場し、その娘が「稲田媛」とされている。ここには、小稿が扱おうとするアシナツチとテナツチはあらわれない。また、第二の一書では、老夫の名を「脚摩手摩」、老妻の名を「稲田宮主簀狭八箇耳」としている。ここでは、妻の名のみ「主」という字を用いているのは妥当でなく、夫妻の名もペアとするには著しく均齊を失っているように思われる。

これらの異伝には、伝承のあいだに、説話の脱落あるいは変異・混乱などがあつたことが考えられるのであつて、この神話のもっとも整った形態は『古事記』・『日本書紀』本文にあらわれたときものと考えてよいであろう。もちろん、もっとも整った形態が、そのままとも原初的な形態であるとは言いきれないかもしれないが、異伝の方がより原初的な姿を伝えるものであるという積極的な理由がないかぎり、アシナツチ・テナツチの原義を考えるうえで、『古事記』および『日本書紀』本文の表記「足上名椎」「手上名椎」「脚摩乳」「手摩乳」を手がかりに考察を進めていってよいであろう。^注

二

では、このアシナヅチ・テナヅチについて従来はどのような解釈されてきたのであろうか。次にそれを見ていこう。

まず、本居宣長は『古事記伝』で次のように言っている。

足名椎手名椎は、櫛名田比売を撫愛しみつる由の名にて、足撫豆知手撫豆知の約りたるなり、(「豆を切れば豆なり、」(中略) 椎は、(借字) 野椎などの如く、某豆知と云例あまたありて、上(伝五の四十五葉)に云る如く、豆は之に通ふ辞、知は称名なり、(書紀に摩乳と書る文字になづみて、知を乳養の意とするは、例をも考へず、古言体をも知ぬひがことなり、乳養を乳とのみよて聞えむ物かは、又父に乳養を以て名けむものかは、) (九之巻)^{注2}

右によれば、宣長は、アシナヅチ・テナヅチは本来「足・撫で・つ(連体助詞)・ち」・「手・撫で・つ(連体助詞)・ち」という構成であつて、それが縮約されてアシナヅチ・テナヅチとなつたと解していたようである。

この宣長の解釈の他にも、近世にはいくつかの考えが提案されたようであるが、思いつきのような説が多く、ここに取り上げることが省略する。

現在の『古事記』や『日本書紀』の注釈書では、宣長の説をそのまま採用するもの、または、基本的には宣長説にくみしつつ独自の修正・補強を加えているものが多い。宣長の説は現在まで命脈を保っているといえるであろう。それらのうちから、次に西郷信綱氏の見解を見てみよう。

《足名椎・手名椎》少女の手足を撫でいつくしむのによる名。紀には脚摩乳・手摩乳と記す。ナを格助詞と見て手足の霊とする説や、足無ツチとして蛇のこととする説は困る。イザナフ(誘)がイザナキ・イザナミになるのと同じく、これはナヅ(無)にもとづく名で、紀には「老公と老婆と有りて、中間に一の少女を置きて、撫でつつ哭く」とある。チはククノチ、ノツチなどのチであらう。

この説では、『古事記伝』のいう「撫で愛しみつる」ゆえに名付けられた名を、『日本書紀』の記述を援用することなどによって確定しようとしている。この説は宣長の説の延長線上にあると見られよう。ところが、この説では、重要なひとつのポイントであるナヅチの語構成についての考えがよくわからない。西郷氏は「これはナヅ(撫づ)にもとづく名で」というだけで、ナヅチのナヅが「撫づ」なのか「撫でつち」の約なのかは明らかに言っていないのである。はたして、ナヅチは宣長のいうように「撫でつち」の約なのだろうか。倉野憲司氏は、その点について、次のように言っている。

記伝には、「櫛名田比売を撫愛しみつる由の名にて、足撫豆知手撫豆知の約りたるなり。」といひ、「椎」は野椎などの椎と同じでツはノに通ふ辞、チは称名であると説いているが、「姫を撫愛しみつる由の名」とするのはよいとして、足撫椎・手撫椎と解するのは問題である。これは脚(手)摩(撫)・乳と解すべきで、その乳は借字で、ヨロチ・ミツチなどのチと同じく靈威あるものの意である。(書紀の一書にはこのチが無い。)従つて古事紀の足(手)名椎は足(手)名・椎と見るのが自然のやうであるが、それでは足(手)名とはどういふ意味かわからなくなる。

(名を撫^{なで}の略言とは取り難い。)これは古事記の筆者がアシ(チ)

ナヅチといふ名を不用意に足(手)名椎と記したものと思はれ、
足名椎・手名椎と見るべきであらう。(従って椎は野椎などの
ヅチとは同じでなく、ヅ・チの音を表したもので、そのヅは上
のナと結びついてナヅ(撫・摩)となるのである。)^{注4}

宣長の説でもっとも問題となるのは、アシナヅチがアシナヅチの
略、すなわち、ナデのデの音が脱落したと考えたことであらう。

実際、デの音が脱落したとは容易に首肯できないことである。倉
野氏は、そのことを指摘して、宣長のアシナヅチの略という説を
排し、そして、アシ(脚)ナヅ(摩)・チと解する説を提唱する。倉野
氏は、この神名の意味については、宣長と同じく見ているわけであ
るから、その語構成の面でのみ宣長説の弱点を訂正したわけであ
り、宣長説の延長線上にある発展修正説と見られるであらう。ちな
みに両説を対比させて示せば次のようになる。

宣長説 足(手) + 摩(動詞) + つ(助詞) + ち(称名)

倉野説 足(手) + 摩(動詞) + 霊

この宣長説を修正した倉野説が、現在、一般的に認められている
ようである。

たしかに、この説は巧みに説明されているのであるが、それで
も、問題とすべき点がなくはない。それは、「撫つ」という動詞の
活用に関してである。「撫つ」は、『万葉集』に次のようにあらわれ
る。

わが母の袖持ち奈。曰てわがからに泣きし心を忘らえぬかも

(二十一・四三五六)

矢形尾のま白の鷹を宿にするかき奈。泥見つつ飼はくしよしも

(十九・四一五五)

「撫つ」は、これらの例のように下二段活用^{注5}に属する語であって、
もし、上述の倉野説のごとくアシナヅ・チと解するならば、その場
合の「撫つ」は連体形としなければならず、「撫づる」でなければ
ならない。「みつち」(蛟)・「いかづち」(雷)・「をろち」(大蛇)な
ど、チにかかっている形式は連体助詞「つ」や接尾語を介するもの
が多いが、動詞それも終止形に直接続くものは例を見ないのであ
る。「隠る」「忘る」など、奈良時代には、自動・他動、あるいは受
身・使役などの差によって、四段と下二段とに活用する動詞があっ
て、この場合もそう見られるだろうか。しかし、「撫つ」を四段活
用に用いた例は見当たらず、意味的・機能的な差によって四段活用
と下二段活用とが併存した可能性はうすいと思われる。もちろん、
「撫づる」でなければならぬからといって、アシナヅルチとする
ことは、『古事記』の表記「足名椎」から見て成り立ちえない。た
だひとつ取り得る解決法は、ナヅを枕詞「射ゆししの」のように、
終止形による連体法とみなすことである。^{注5}

このように見えてくると、アシナヅチを「アシ(足)・ナヅ(摩)・チ
(霊)」とする、従来おこなわれていた考えが、それでよいのかどう
か疑問の余地があるように思えてくる。

以上のような考えのほかにも、いくつかの考えが提出されてい
る。桜井茂治氏は、『古事記の四声注記私見』において、次のよう
な見解を示している。

私見によると、この「足」は、植物の「葦」^{アサ}、「手」は「茅」^チの
意味を表わす借訓文字の一種の使い方ではないかと推定する。^{注6}
「足」を「葦」の意、「手」を「茅」の意とするのであるが、特に、

「手」を「茅」に引き当てるのは、桜井氏が出雲方言によって説明を試みられても、奈良時代の出雲方言の音韻が確実に把握できない以上、納得することは難しいと思われる。

また、西宮一民氏の考えは次のように、以上に取りあげてきた説とは違った見解である。

〔足名椎〕

名義は「晩生おそくの稲の精霊」。「足名」は「浅稻あさい」の約「あしな」。

〔浅稻〕は「遅おそく」と同源の語で、遅く実る稲おそく(晩稲)の意。次項の

〔手名椎てなづち〕(早稲)の対。「椎」は「づつ(連体助詞)ちち(精霊)」の意。

(以下略)

〔手名椎〕

名義は「早稲わかせの精霊」。「手名」は「速稲はやい」の約「てな」。早く

実る稲は「早稲わかせ」である。前項の「足名椎あしな」(晩稲)の対。(以下略)

注ア

母音の縮約・脱落現象を利用して、「足名」は「浅稻あさい」の約、「手名」は「速稲はやい」の約と説明されている。また、この神名を農耕神話の性格にふさわしく、「晩稲」「早稲」という意味によって解かれ、たいへん斬新な見解であると思われる。しかし、以下に述べる点で疑問の余地がある。すなわち、母音の脱落・縮約をおこす以前の形とされる「浅稻」「速稲」の語形が実証されず、「浅し」や「速し」が意味的に「稲」と熟合しえたかどうかかわからないこと。もうひとつは、声注にかかわること、『古事記』で「上」の注記がなされている語が、『類聚名義抄』において平声の声点がさされていることはこれまでも認められてきたことであるが、「足上」「手上」に引きあてられた「浅し」「速し」ではどのようなになっているであろうか。

浅 アサシ (観智院本・法上)
 踐 アサシ (観智院本・法上)
 迅 トシ (観智院本・仏上)
 邁 トシ (観智院本・仏上)
 駿 トシ (観智院本・僧中)

以上のように、アサは上上であり、トは平であって、声調が一致せず、これは西宮氏の説にとって、ひとつの障害となると思われる。以上、これまでに提出された主な説を検討してきたのであるが、いずれもが何らかの問題点を有していたように思う。いったい、アシナヅチ・テナヅチというのは、どのような意味をその名に付与された神であったのだろうか。次章以下に私なりの見解を述べて行きたい。

三

これまで、「足上名椎」「手上名椎」という表記は『日本書紀』の「足摩乳」「手摩乳」の表記も参看して、アシナヅチ・テナヅチと訓まれて疑われることがなかった。しかし、はたしてその訓み方でいいのかどうか、その根本のところから検討してみる必要があるだろう。

まず、テナヅチの方から見ると、「手上名椎」のように初項に「手」の字をもつ複合語は、『古事記』には次のような例が見られる。

- 1 手力男神 (記・上)
- 2 手上 (記・上)
- 3 手末 (記・上)

- 4 手次 (記・上)
 5 手俣 (記・上)
 6 手草 (記・上)
 7 手弱女 (記・上)
 8 手弱女人 (記・上)
 9 手挟 (記・上)
 10 手纏 (記・上)
 11 手末之調 (記・中)
 12 手白髪郎女 (記・下)
 13 手白髪命 (記・下)
 14 手足 (記・上)
 15 足間山 (記・上)
 16 手人韓鍛名卓素 (記・中)
 17 手嶋連 (記・中)

1 「手力男神」から13「手白髪命」に至る諸例は、「手」をタと読み、14「手足」以下の四例はテと読まれている。このタとテは「手」のいわゆる被覆形と露出形の関係にあり、タは必ずその下に他の語を要求して複合語を構成する場合にのみあらわれる。そのことはすでによく知られていることである。『万葉集』には、

- 手力 (万・四一九)
 多治可良 (万・三九六五)
 手握 (万・二五七四)
 多尔伎利 (万・八〇四)
 手折 (万・一六六)
 多乎利 (万・八三六)

- 手挟 (万・九三二)
 多婆左弥 (万・三八八五)
 玉手次 (万・一九九)
 多須吉 (万・九〇四)
 手纏 (万・九〇三)
 多麻伎 (万・三六二七)
 手弱女 (万・三七九)
 多和也女 (万・三七五三)

のような例が存在し、また、『日本書紀』には、

- 手端吉葉此云多那須衛能余之岐羅毗 (紀・神代上)
 手纏此云多須積 (紀・神代上)
 手挟此云多衢餌離 (紀・神武)
 手掌摺亮此云陀那則拳謀耶羅羅你 (紀・顯宗)

の例があつて、『古事記』の1「手力男神」から13「手白髪命」までの諸例は、タと読むことは確実と言ってよい。その中には、文字どおり「手」の意味として用いられた1・6・9・11のものと、借訓として用いられたと思われる7・8・12・13の例がある。7・8の「手弱女」は「多和夜賀比那」(記・二八)の例から・タワ(撓む)の語幹・ヤ・メと考えられるが、「手弱」という表記には当時の人々の語源意識が反映されているかもしれない。12・13は接頭語タに当てられたものであつて、「手」はタの借訓であると解される。では、「手」をテと読む四例はどうであらうか。固有名詞であつて読みの確定できない15「手嶋連」と17「手間山」を除外して考えると、14「手足」は並列的結合関係にある複合語であつて、テと訓んでよいものであるが、一方、16「手人」は、「布奈妣等」(万・三

六五八)「麻良比止」(仏足石歌)「安米比度」(万・四〇八二)の例が存し、テヒトともタヒトともにわかには決定しがたい。本来の被覆形・露出形の関係からすればタヒトと訓みたいところである。^{注10)}

以上のように見てくると、「手」の字を次項に有する複合語で確実にテと訓むものは「手足」だけとなり、他はすべてタと訓む方がよいことになる。したがって、「手上名椎」もタナツチと訓むのがよいということになる。^{注11)}

同様に、「足上名椎」も検討してみると、『古事記』で「足」の字を複合語の初項に有するものには次の例がある。

- 足一騰宮 (記・中)
 - 足柄 (記・中)
 - 足鏡別王 (記・中)
 - 足方 (記・上)
 - 足取王 (記・下)
 - 脚辺此云阿度陸 (紀・神代上)
- 「手」にくらべて例は少く、以上の五例ですべてである。しかも固有名詞が多く、普通名詞は「足方」のみである。この「足方」は、とあることによりアトへと訓むことが知られるが、「足」をアと言った例は歌謡の中に求められる。
- 阿由比の小鈴 (記・八一)
 - 阿具良章 (記・九五)
 - 阿具良にいまし (記・九六)
- また、『万葉集』にも
- 足搔 (万・一三六)
 - 安我伎 (万・三五四六)

- 足音 (万・二六五四)
- 安能於登 (万・三三八七)
- 足結 (万・一一一〇)
- 安由比 (万・四〇〇八)
- 足白 (万・一一三七)
- 阿自呂 (万・一一三五)
- 足利思 (万・一七一八)
- 安騰毛比 (万・一九九)

のような例が見られる。「足」はもちろんアシと訓む例が多いが、「安能於登」や「網代」「率ふ」にあてた借訓仮名の例が見られるところから、この時代、アとアシと二つの語形が併存したものと思われる。(アの方は勢力が衰えていたであろうが)。おそらくはアの方が古形であり、アシの語形はアという一音節語の不安定さを解消した形で、エ↓エダ(枝)・キ↓キネ(杵)などと同断のものであろう。

このように見えてくると、「足名椎」はアシナツチと訓むことが絶対のものでなく、アナツチと訓む可能性も出てくることになる。いずれの訓みが正しいかということは、いちがいに決定できないが、タナツチとの対称性から考えて、アシナツチと五音節に訓むよりも、アナツチと四音節に訓んだ方が適当であろうと思う。また、原義をさぐるためにはより古い語形を探るべきであろうから、その意味でもアナツチの方がよいであろう。

さて、以上の検討により、可能性として、アシナツチ・テナツチの訓みよりも、アナツチ・タナツチの訓みがよりよいと見られることになった。それでは、その原義はいったい何だったのだろうか。次にそれを探ってみたい。

「足上名椎」「手上名椎」をアシナツチ・テナツチではなく、アナツチ・タナツチと訓むことによって、その原義解釈にあらたな景観がひらけてくる。アナツチ・タナツチの娘の名を「櫛名田比売」という。宣長は「足と手を分けて父母に当たるは意なし」と言っているが、アナツチ・タナツチが「櫛名田比売」の父母であったのは、それにふさわしい意をこめられていたからだとは考えたい。「櫛名田比売」というのは、『日本書紀』にある「奇稻田姫」という表記がその原義を伝えており、不思議なほどによく稲の実る田、霊妙なる田というほどの意味である。『古事記』の表記は「母音が連続したために一方が脱落し、しかも「奇」を「櫛」と解釈しなおしたものであろう。そのようなクシイナダヒメにふさわしい父母の名前として、アナツチ・タナツチは、「畔な土」「田な土」と解釈するのが適当なのではないかと私は思う（「な」は連体助詞）。アはアゼの古形であって、『古事記』にも、

離天照大御神之宮田之阿此何字（記・上）

離田之阿、埋溝者、地矣阿多良斯登許曾（記・上）

と見える。ア→アゼの変化は、前にあげたエーエダなど軌を一にするものであろう。

以上のように、アナツチ・タナツチを「畔な土」「田な土」と見ることによって、畔の土と田の土とが相俟って稲田を作り出すという、この農耕神話における三者の関係が明らかになってくる。これまで、クシイナダヒメだけが農耕神話に関係づけられて考えられてきたが、その父母もやはりその系列に連なる名称を与えられて

いたのである。このアナツチ・タナツチを『日本書紀』本文で「脚摩乳」「手摩乳」と表記したり、第二の一書で「真髮触奇稻田媛」と表記するのは、ある時期、一種の擬人化が行なわれた結果ではないだろうか。『古事記』の「櫛名田比売」の「櫛」もそれであろう。これはおそろく、この神話のもつ人身御供譚の面とかわってくるものと思われる。

これまで述べてきたところを簡単に図示すれば次のようになる。

	原義	擬人化
父	畔な土	足摩乳
母	田な土	手摩乳
娘	奇稻田	櫛名田姫
	真髮触奇稻田媛	

ば、アナツチが男性であり、タナツチが女性に擬せられているから、アナツチが先にきているのだと思う。なぜアナツチが男性として扱われ、タナツチが女性として扱われるか、その理由は要するに「稲」を生み出すのは女性の方、すなわち「田の土」の方だからであろう。このことは、アシナツチ・テナツチと訓み、足を撫でたための名、手を撫でるための名と解釈していたのでは説明がつかないのではないだろうか。

五

最後に少し検討しておかなければならないことがある。それは、『古事記』には「上」「去」など、声注と呼ばれるアクセントを示す

また、「足上名椎」と「手上名椎」の先後関係について、宣長は「足手まとい」の例をあげて、「足」が先にきておかしくはないと言っているが、これは、私見によれば、

符号が付されておられ、このアナツチ・タナツチの場合も「足上名権」「手上名権」と、「上」の声注が加えられているから、その面からの検討が必要になるのである。

この声注については、これまでもさまざまな見解がなされている。そのうち、もっとも詳細と思われる小松英雄氏の見解によれば、声注とは、本来低くはじまっていた語の語頭音節が高くなることによってそれが固有名詞であることを示し、それによって文字のきれつづきをとりちがえて誤解しないように加えられたものとい^{注12}う。「足上名権」「手上名権」の場合は、両者に共通の「名権」という部分が抽出され、「足上名権」「手名権」というように「足」

「手」が修飾部分ととられるおそれがあるため、声注を加えることによって全体で「足名権」「手名権」という固有名詞であることを示しているとい^{注13}うのである。この場合、おそらく、その表記からして『古事記』の編者は「名」以下ははっきりその意味が把握できていなかったとしても、「足」「手」だけはそれを文字どおりの意味と解していた可能性が高い。そのように『古事記』の編者は解したからこそ、「足」「手」のアクセントを、それが上声に転じていると判断して「上」を付することが可能だったのであろう。

では、前章までに小稿で推定した「畔」「田」という原義と声注とは、どのようにかわかってくるであろうか。もちろん、「足」「手」に付された「上」という声注は、まさしく「足」「手」にかかわるものであって、直接「畔」「田」とはかわかってこない。

ところで、声注の施された語を『類聚名義抄』など平安時代のアクセント文献で、すべて平声に属している。このことはほぼ共通理解であるとい^{注14}ってよい。そこで、「足」「手」を確認してみると、

脚踏……阿奈比良（図書寮本名義抄）

跣……アナウラ（観智院本名義抄・法上）

手……太能古比（図書寮本名義抄）

踏……タナウラ（観智院本名義抄・法上）

などであり、「足」「手」ともに平声である。では、原義として推定した「畔」「田」はどうかという^{注15}と、

毀畔古語阿波
那知（嘉禄本古語拾遺）

田タ（三宝類字集）

とあって、これも「足」「手」と同じく平声に属している。すなわち、「足」「手」「畔」「田」すべて平声で一致しており、前述の共通理解と抵触しない。

そこで、私は、おそらく原義は「畔」「田」であったものを、前章で推定したように、擬人化の行なわれた時に、同じアクセントである「足」「手」と取り違え（あるいは「新しい解釈」をしてしまったのであろう、と推定したい。この神名の場合、意味の取り違えによって原義が見えなくなっていたわけであるが、その取り違えもアクセントの点では可能性のある合理的な取り違えでもあったと思われるのである。ちなみにクシナダヒメのクシも

櫛……クシ（観智院本名義抄・仏下本）

奇魂注15久志三玉（御巫本日本書紀私記）

とあって、「櫛」「奇」とも平声のアクセントである。

声注は、その「上」の付された文字のみにかかわり原義とは直接かわからないように見えても、意味の取り違えなどを考慮にいれることにより、大きくかわかってくることもあるとい^{注16}えるであろう。

以上、『古事記』の「足上名椎」「手上名椎」の訓みをアナツチ・タナツチとし、その原義を「畔な土」「田な土」と考える私見を述べた。

〔使用テキスト〕

- 古事記 倉野憲司校訂 岩波文庫 昭38
- 日本書紀 大野晋他編 岩波古典文学大系(上・下) 昭40・42
- 万葉集 鶴久・森山隆編 桜楓社 昭49
- 図書寮本類聚名義抄 勉誠社複製 昭51
- 観智院本類聚名義抄 八木書店複製 昭48
- 三宝類字集 八木書店複製 昭46

注1 これらの異伝をいかに取り扱うかは筆者の力及ばぬことであるが、『日本書紀』の一書には指摘したような難点があると考えるので、これまでの注釈書でもなされてきたように、アシナツチ・テナツチークシナダヒメという三者の関係をもととして考察を進める。

- 注2 『本居宣長全集』第九巻 筑摩書房 昭43 355～396ページ
- 注3 『古事記注釈』第一巻 平凡社 昭50 367ページ
- 注4 『古事記全注釈』第三巻 三省堂 昭51 150ページ
- 注5 『日本書紀』の表記「脚摩乳」を見れば、奈良時代、そうした解釈がなされていたと考えることもできる。
- 注6 『言語と文芸』昭37・1
- 注7 『古事記』新潮社 昭54 369ページ
- 注8 『古事記』では「足」「手」のアクセントがしるされているのであるが、推定される原義にもそれがかわってくるであらう。少なくとも一致することが望ましいと思う。

注9 有坂秀世「国語にあらはれる一種の母音交替について」『国語音韻史の研究』増補三省堂 昭32

注10 アメヒトの例は大伴家持の天平二〇年(七八四)作の和歌に見えるもの。平安時代に補修が行なわれたという、いわゆる第三群に属している。家持の時代には被覆形の位置でもアマよりアメの勢力が強かったのか、それとも補修によりアメとなったものか、いずれかと思われる。

注11 「手上名椎」をタナツチと訓じうる可能性のあることは、すでに桜井茂治氏も上記の論文の中で述べておられる。ただし、桜井氏はこの方向での検討は進められなかった。

注12 『国語史学基礎論』第四章 笠間書院 昭48

注13 注12書 305頁

注14 鈴木豊氏に御教示いただいた。なお鈴木豊『古語拾遺』の「声点」国文学研究79集 参照。

注15 『古事記・日本書紀』神宮古典籍影印叢刊所収 八木書店

昭59 191ページ

〔付記〕

本稿は昭和58年度国語学会秋季大会での発表をもとにまとめたものです。著しく遅延してしまい、徳川宗賢先生はじめ編集委員の先生方に御迷惑をおかけしましたことをお詫び致します。また、御指導いただきました大島一郎先生・山口佳紀先生はじめ、発表席上御教示いただきました先生方に御礼を申し上げるとともに、それらを十分に生かすきれなかった非才を恥じ、今後一層の努力を致したいと思えます。

——東京都立大学院生——

(昭和六十年二月十五日 受理)